

個別占用案件のカルテ（中間報告）

①下加茂公園（川西市）

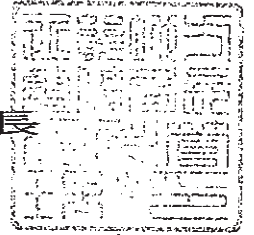
許 可 書

住所
氏名 川西市

平成 2 7 年 1 月 2 9 日 付 け 川 都 第 1 5 7 号 で 申 請 の あ っ た 土 地 の 占 用 (下 加 茂 公 園) に つ い て は 、 河 川 法 (昭 和 3 9 年 法 律 第 1 6 7 号) 第 2 4 条 の 規 定 に 基 づ き 別 記 の と お り 許 可 す る。

平成 2 7 年 3 月 2 7 日

近畿地方整備局長



(行政不服審査法第 5 7 条による教示)

この許可を受けた者は、この許可に不服があるときは、国土交通大臣に対してこの許可があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に行政不服審査法の規定に基づき審査請求をすることができる。

(行政事件訴訟法第 4 6 条による教示)

許可取消しの訴えは、この許可があったことを知った日から 6 箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。(なお、許可があったことを知った日から 6 箇月以内であっても、許可の日から 1 年を経過すると取消の訴えを提起することができない。)ただし、許可があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に審査請求をした場合には、許可取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日から 6 箇月以内に提起しなければならない。(なお、当該裁決のあったことを知った日から 6 箇月以内であっても、当該裁決の日から 1 年を経過すると取消の訴えを提起することができない。)

別記（乙様式1 土地の占用）

- 1 河川の名称 淀川水系 猪名川
- 2 占用の目的及び態様 公園（下加茂公園）
〔 小動物遊具2基 砂場1箇所 植樹98本 園路75.0m
縁石213.3m 屑籠2箇所 藤棚1基 ベンチ6基
進入路1箇所 車止め1箇所 側溝235.0m 収納庫1基 〕
- 3 場所 川西市下加茂1丁目地先
（右岸9.6k+180m～9.8k+100m）
- 4 占用面積 1,515.74㎡
- 5 占用期間 平成27年 4月 1日から平成32年 3月31日まで

6 許可の条件

- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所長（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置又は確認すること。
- (3) この許可に係る行為に起因して、河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、出張所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。
- (4) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- (5) 占用料は、別途兵庫県知事が定めるところによる。
- (6) 出張所長がこの許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。また、この許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について立ち入り調査を求めたときには、許可を受けた者はこれに協力すること。
- (7) 次に掲げる場合には、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
一 許可の際の住所氏名を変更したとき。
二 この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
三 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。
四 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。
- (8) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第5項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。
- (9) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (10) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (11) この許可を受けた者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を受けた者の負担において、この許可に係る区域を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。
一 占用の期間を満了したとき。
二 占用の目的を達することができなくなったとき。
三 占用若しくは工作物の用途を廃止したとき。
四 占用の許可が取り消されたとき。
- (12) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- (13) この許可を受けた者は、利用者、一般公衆及び近隣住民（以下「利用者等」という。）の安全確保のため次の措置を講じること。

- 一 この許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制（土日・祝日及び勤務時間外を含む。）を出張所長に届け出ること。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 二 この許可を受けた者は、利用者等の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。
- 三 同号二に掲げる巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報がもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。
 - イ 応急措置 危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知する。
 - ロ 詳細点検 目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施する。
 - ハ 対策検討及び措置 対策が必要と認められる場合は、その対策方法について検討するとともに、必要な措置を講じる。
- 四 この許可を受けた者は、同号三に掲げるロ及びハの措置を講じるにあたって河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同号三に掲げるイの措置を講じた上で、速やかに事務所長に協議すること。



■ 報告案件用のカルテ

1. 件名	下加茂公園		<ul style="list-style-type: none"> 外来種を全部駆除することは無理であるが、トウネズミモチの様な、繁殖力の強い、問題となる外来種の管理には細心の注意を払って頂きたい。 問題となる外来種については国や県等のリストを参照頂きたい。
2. 今回申請種別	報告案件		
3. 概要	距離標位置：猪名川右岸 9.6k+180m～9.8k+100m 目的：公園 占用面積：1,515.74 m ² 工作物：小動物遊具、砂場、植樹、園路、縁石、屑籠、藤棚、ベンチ、進入路、車止め、側溝、収納庫		
4. 許可の経緯	<当初許可> 昭和47年7月6日 <前回更新許可> 平成22年4月9日 <許可期限> 平成27年3月31日		7. 保全利用 委員会による 参考意見
5. 現況写真	(河川や堤防との位置関係) 別紙のとおり (施設内の状況) 別紙のとおり		<ul style="list-style-type: none"> 更新を許可した。 許可期間は5年とした (H27.4.1～H32.3.31)。
6. 河川管理者 審査事項 (特筆すべきもの のみ記載)			8. 処理

<補足>・A4横書き1枚程度 ・処理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点で左半分まで記載済み (1～5.は申請者か河川管理者作成、6.は河川管理者作成
 ・処理フロー図の委員会から河川管理者への参考意見の時点で7.が埋まる ・事後に河川管理者が8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存

取り組み状況報告書 下加茂公園（川西市）

【中間報告時：申請者用】

委員会の意見	取り組み（対応）状況	備考
<p>外来種を全部駆除することは無理であるが、トウネズミモチのような、繁殖力の強い、問題となる外来種の管理には細心の注意を払っていただきたい。</p>	<p>年3回の刈払機による除草に加え、年1回程度外来種の伐採・除草を行っている。トウネズミモチは伐採を終えたが、他の外来種については除草を実施しているものの根絶には至らず、増加を防ぐ程度にとどまっている。</p>	
<p>問題となる外来種については、国や県等のリストを参照いただきたい。</p>	<p>「兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト」を参照している。</p>	

現況平面図
(河川区域図)
S=1:300



等級	町営	事業	公園
公園名	下加茂公園		
所在地	川原川町加茂1丁目		
図面名	現況平面図 (河川区域図)		
縮尺	S=1:300		
課長	主幹	設計	調査
兵庫鳳川西市役所			

下加茂公園現況写真





個別占用案件のカルテ（中間報告）

②猪名川第1・第2運動公園（伊丹市）

許 可 書

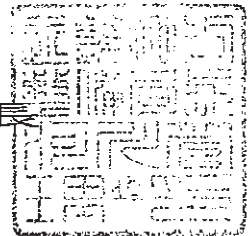
住所

氏名 伊丹市

平成27年2月5日付けで申請のあった土地の占用及び工作物の改築（公園）については、河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条第1項の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成27年 8月11日

近畿地方整備局長



（行政不服審査法第57条による教示）

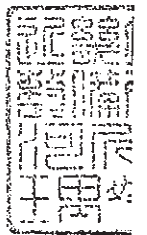
この許可を受けた者は、この許可に不服があるときは、国土交通大臣に対してこの許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法の規定に基づき審査請求をすることができる。

（行政事件訴訟法第46条による教示）

許可取消しの訴えは、この許可があったことを知った日から6箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。（なお、許可があったことを知った日から6箇月以内であっても、許可の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）ただし、許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、許可取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日から6箇月以内に提起しなければならない。（なお、当該裁決のあったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）

別記（乙様式3-1 土地の占用及び工作物の新改築等）

- 1 河川の名称 淀川水系 猪名川
- 2 目的 公園
- 3 場所 伊丹市北伊丹9丁目1番地先
(右岸 7.8k+60m~8.0km附近)
- 4 工作物の名称 猪名川第1運動公園・猪名川第2運動公園
又は種類
- 5 工作物の構造 別紙のとおり
又は能力
- 6 工期 平成一一年一月一日から平成一一年一月一日まで
- 7 占用面積 15,880.59㎡
- 8 占用期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

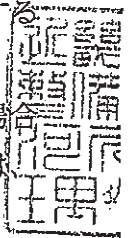


9 許可の条件

- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張（支）所長（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。
- (3) この許可に係る工事又は行為に着手しようとするときは、あらかじめ出張所長に届け出て、工事工程及び詳細について指示を受けること。
- (4) この許可に係る工事又は行為が不可抗力による事故又は止むを得ない事由のため、第6項に定める期間内に竣工できないときは、期間の延長を申請することができる。この申請は不可抗力による事故の止んだ日から1箇月以内、又は期間内に竣工できないことが確実となった日にすること。
- (5) この許可に係る行為又は工事に起因して河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という。）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、出張所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。

- (6) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- (7) この許可を受けた者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるよう次の措置を講じること。
- 一 この許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能（河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。
 - 二 この許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。
 - 三 この許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じること。
- (8) 占用料は、別途兵庫県知事が定めるところによる。
- (9) 出張所長がこの許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。また、この許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について立ち入り調査を求めたときには、許可を受けた者はこれに協力すること。
- (10) 次に掲げる場合には、速やかに出張所所長を経由して河川管理者に届け出ること。
- 一 許可の際の住所氏名を変更したとき。
 - 二 この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
 - 三 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。
 - 四 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。
- (11) この許可に係る工事又は行為の軽微な設計変更をしようとするときは、あらかじめ、出張所長に届け出て、その指示を受けること。
- (12) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第8項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。
- (13) この許可に係る工事又は行為が完了したときは、速やかに事務所長に届け出て検査を受けること。
- (14) この許可を受けた者は、前号の検査に合格した後でなければ、この許可に係る工作物を使用してはならない。
- (15) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (16) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支

- 障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (17) この許可を受けた者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を受けた者の負担において、この許可に係る区域を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。
- 一 占用の期間を満了したとき。
 - 二 占有若しくは工事の目的を達することができなくなったとき。
 - 三 占有若しくは工作物の用途を廃止したとき。
 - 四 占有若しくは工事の許可が取り消されたとき。
- (18) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- (19) この許可を受けた者は、利用者、一般公衆及び近隣住民（以下「利用者等」という。）の安全確保のため次の措置を講じること。
- 一 この許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制（土日・祝日及び勤務時間外を含む。）を出張所長に届け出ること。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 二 この許可を受けた者は、利用者等の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。
 - 三 同号二に掲げる巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報をもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。
 - イ 応急措置 危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知する。
 - ロ 詳細点検 目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施する。
 - ハ 対策検討及び措置 対策が必要と認められる場合は、その対策方法について検討するとともに、必要な措置を講じる。
 - 四 この許可を受けた者は、同号三に掲げるロ及びハの措置を講じるにあたって河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同号三に掲げるイの措置を講じた上で、速やかに事務所長に協議すること。
- (20) 出水時又はその恐れがある時は、あらかじめこの許可に係る可搬式の工作物は堤内の土地へ搬出すること。
- (21) この許可に係る工作物については毎年1回以上撤去の訓練を行うこと。
- (22) この許可に係る区域内の樹木は、常に1m以内に刈り込みしておくこと。
- (23) この許可に係る猪名川第1・第2運動公園の利用実態を明らかにする資料を調整しておくこと。
- (24) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占有となるよう取り組むこと。



運動施設

運動広場	1箇所
野球場	2箇所
バックネット (W=12.0m H=5.0m)	2基 (可搬式)

修景施設

植栽 シャリンバイ
張芝

便益施設

ベンチ (W=0.445m L=1.19m H=0.67m)	6基 (可搬式)
--------------------------------	----------

その他管理施設

コンクリートブロック縁石	659m
階段	2箇所
案内板・危険防止看板	5箇所
用具箱 (W=1.8m L=0.9m H=1.0m)	1基 (可搬式)

番号		占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8k+60m～8.0k
----	--	------	-----	------	-----	----	------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

<p>位置図</p>	 <p>Yahoo!地図</p>	<p>現況写真</p>	 <p>上流側からの全景 6月25日撮影</p> <p>下流側からの全景 6月25日撮影</p>
<p>現在の利用形態</p>	<p>グラウンド2面</p>		
<p>占用面積</p>	<p>15,803.72㎡</p>	<p>付帯施設等</p>	<p>バックネット(可搬式)2基、ベンチ(可搬式)2基 くずかご無し</p>
<p>許可の経緯</p>	<p><当初許可> 昭和52年1月31日 <前回更新許可> 平成22年4月1日 <許可期限> 平成27年3月31日</p>	<p>利用者数</p>	<p>平成21年度 76,660人 平成22年度 51,050人 平成23年度 41,825人</p>
<p>堤内地・堤外地</p>	<p>堤内地 <u>堤外地</u></p>	<p>団体数</p>	<p>平成24年度 43,950人 平成25年度 19,070人</p>
<p>周辺の土地利用の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・堤外地は、猪名川河川敷緑地として位置づけられている。 ・占用範囲と、河川側との間は雑草が茂っている状態となっている。 ・上流側(北部)に川西市が占有している東久代公園が隣接している。 ・下流側は、軍行橋と隣接しており、橋の下流には当市が占有している猪名川テニスコートがある。 ・隣接する堤内地は準工業地域となっており、工場等の関係施設の密接や、近隣にイオンモールがある。 		
<p>関連諸計画における占用地の位置付け</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画では、水路、河川、池、緑地、緑道、ビオトープ等についてそのネットワーク化を推進するとともに多様な生き物の生息や生育に配慮した整備と、維持管理に努めるとしている。 ・みどりの基本計画では、東部グリーンラインを緑地や、緑道、河川、街路樹、街角広場で連続し、生物多様性に、配慮した管理を充実することで、生態系ネットワークの形成につとめるとしている。 ・地域防災計画では、一次避難所として位置づけている。 		
<p>その他特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和52年1月31日(10,116.72㎡)及び、昭和55年3月17日(5,686.9㎡)に占用許可いただいて以来、伊丹市民のスポーツ活動の場として、少年野球、一般軟式野球に多くの市民が利用している。 ・平成25年9月15日におきた台風の影響で冠水し、国からの補助を得て、平成26年6月に復旧した。 ・平成26年6月に復旧したにもかかわらず平成26年8月9日、10日の台風11号により再びグラウンドが冠水し、使用不可能となる。 		

番号		占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8k+60m～8.0k
----	--	------	-----	------	-----	----	------------------

2. 施設の現状


(占用者作成)

占用の 必要性	<p>(代替性) 本市の市民スポーツの活動の場として市の屋外体育施設全体面積85,959㎡の内当運動公園を含む河川敷占用範囲面積は57,477㎡で全体の66.9%を占めていることから、河川敷に代わる施設は本市として考えていけない状況となっている。</p>						
	<p>(必要性)</p> <p>本市においては市民スポーツの場として、市内各所に体育施設を設置し、体力の向上や健康づくりを図り、市民福祉の向上に努めている。伊丹市は、東西南北5km、2,497k㎡と近隣市に比べ面積が小さな市となっております。そういう関係からこれ以上の運動施設の設置するのは難しい状態であった。</p> <p>そのような状況の中、猪名川河川敷を野球等のスポーツができるスペースとして活用したいという要望が多くの市民から寄せられ、昭和52年より市民のスポーツを行う場所として、猪名川河川敷を占用している。</p> <p>以来37年間ここで少年野球をしていた選手が、日本を、または、大リーグを代表するプロ野球選手として活躍しているなど、本市にとって貴重な運動公園としてなっている。</p> <p>また、河川敷を自然とふれあえる場、災害時の防災利用や水辺のレクリエーションの場として共用している。</p>						
	<p>(施設管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度より指定管理者制度で管理を行っており、今年度より三菱電機ライフサービス株式会社と、株式会社ルネサンスの連合体へ管理者が変わり、利用調整、施設整備を前回同様行っている。 利用団体が毎回使用時にごみの回収を行い持ち帰っている。現在くずかごの設置はしていない。 						
管理状況	<p>(不法占用) 無し</p>						
	<p>(維持管理計画)</p> <p>一年を通して、指定管理者に委託しており、定期的に、随時グラウンドの整備や、清掃及び草刈を行い、清潔に保つことに留意している。</p> <p>河川の増水が予想される場合は、事前に工作物の撤去を行う。(一年に一度工作物の撤去訓練を行う。)</p>						
利用状況	<p>(利用者・利用ルール)</p> <p>一年間の予約は調整会議で、体育協会に加入している使用団体が年間利用日を押さえ、それ以外の市民の利用者は、月初めの1日から7日までの間で、開いている日にインターネットで予約をする。その予約日が重なれば、抽選を行い決める。それ以後に空いている日は随時受け付ける。</p> <p>利用者は、グラウンドがいつも清潔に保てるようごみは持って帰るようになっている。</p>						
	<p>(駐車場) 無し</p>						
前回審議の 意見	別紙のとおり			前回審議 意見の対応	別紙のとおり		
環境保全に 向けて申請 者の取り組 み	<p>(環境への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> 外来植物等の駆除をみどり公園課と連携しながら行っていく。 猪名川河川事務所より紹介をいただいた河川レンジャーとの連携を図り、自然保護に努めていく。 市立昆虫館が定期的に観察をしている取り組みや学校の環境体験会にスポーツ振興課職員も参加し、職員が学習することで、スポーツ利用者にも呼びかけを行っていきたい。 						
	<p>(環境意識の啓発)</p> <p>啓発看板等で、カラナデシコの育成をしていることや、猪名川河川敷の生物多様性保全への取り組みとして、特定外来植物、埋土種子バンク8調査、土壌成分調査の実施中を知らせ、注意を促している。</p>						
安全への配慮	運動場から雑草地へ入らないよう「きけん」の看板を立てて、水難事故等が無いよう注意を促している。						

番号		占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8k+60m～8.0k
----	--	------	-----	------	-----	----	------------------

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占用内容			変更後の 占用内容	
変更要望の内容				
内容変更の 必要性				
変更の規模	m ²			
変更場所 の範囲図			管理体制	
占用内容 変更による 河川環境への 影響				
占用内容変更 後における 環境保全に向 けて申請者の 取り組み				
その他 特記事項				

番号		占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7. 8k+60m～8. 0k
----	--	------	-----	------	-----	----	--------------------

4. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> 当該占用地は猪名川下流部に位置し、水域は早瀬・平瀬・淵・ワンド・水たまりなどの河床型から構成されている。底質の大半は礫・砂礫によって占められている。 植生は、河岸の大部分はツルヨシ群集によって占められており、場所によりオギ群落やジャナギーアカメヤナギ群集が発達している。植物の重要種は、カワヂシャ、ゴキヅルの2種が確認されている。 鳥類は、オギ群落やツルヨシ群落などの高茎草地およびその周辺ではオオヨシキリ、河畔林周辺ではツバメ、水域ではカワウが多い。重要種は、カワウ・コチドリ・オオヨシキリ・セッカ・イカルチドリ・イソシギ・カワセミ・ノビタキが確認されている。 両生類・爬虫類・哺乳類は、水際では、ヌマガエル・ウシガエル・ミシシッピアカミミガメ・ヌートリア・イタチ属、低茎草地でニホンマムシ、オギ群落などの高茎草地ではカヤネズミ(巢)・アマガエル・ニホンカナヘビが確認されたほか、ヒナコウモリ科の一種が確認されている。重要種は、カヤネズミが確認されている。 魚類は、早瀬や平瀬が発達することに対応して、比較的流れのある環境を好むオイカワ・カワムツ・カワヨシノボリの個体数が多い。さらに、多くないものの水産上重要種であるアユの生息も確認されている。重要種は、ヤリタナゴ・アブラハヤ・タモロコ・カマツカ・コウライモロコ・ギギ・ミナメダカ・ドンコ・ウキゴリが確認されている。 底生動物は、アメリカツウズムシ・カワリヌマエビ属・ウデマガリコカゲロウ・オオシマトビケラ・アシマダラブユ属などの個体数が多く、概ね河川中流～下流域でみられる底生動物相となっている。重要種は、モノアラガイ・ヨコミゾドロムシが確認されている。 陸上昆虫類は、バッタ類・カメムシ類・シロチョウ類(モンシロチョウ・モンキチョウなど)といった草地性の種が多い。さらに、河川敷に広がるオギ等の高茎草地ではシデムシ類(オオサカヒラタシデムシなど)が多くみられたほか、水際周辺ではギンヤンマ・コフキトンボ・オオシマトビケラなどの水域に依存するものも確認されている。重要種は、オオサカヒラタシデムシが確認されている。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> 占用地の河岸沿いに分布するオギ群落・ツルヨシ群落などの高茎草地は、これらに依存するカヤネズミ(哺乳類)・オオヨシキリ(鳥類)・ノビタキ(鳥類)・オオサカヒラタシデムシ(昆虫類)の重要な生息地となっている。 礫河原の裸地は、イカルチドリ(鳥類)・イソシギ(鳥類)の生息環境として重要である。 ワンド・水たまりなどの閉鎖的な水域では、ミナメダカ(魚類)・タモロコ(魚類)などの止水域を好む重要種の生息場所となることが多いほか、ヤリタナゴ(魚類)の産卵母貝となるイシガイ科二枚貝の生息場所となっている可能性がある。 水際の攪乱を受けるような場所はカワヂシャ(植物)・ゴキヅル(植物)の生育環境として重要である。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水域までの距離: 約35～65m 水際際の大部分は礫の裸地、ツルヨシを中心とした大型抽水植物帯から成る。当該占用地から水際までは、イネ科などの小型陸生草本群落がみられるほか、ヤナギ類などの低木も散在する。
	<p>水面との高低差</p>	<p>約2～3m</p>

番号		占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8k+60m～8.0k
----	--	------	-----	------	-----	----	------------------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

- ・市の施設として環境学習の機会を設ける等の工夫を検討頂きたい。
- ・刈草の処理を適切に行うこと。

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

- ・更新を許可した。
- ・許可期間は5年とした (H27.4.1～H32.3.31)

番号		占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8k+60m～8.0k
----	--	------	-----	------	-----	----	------------------

【参考】 委員会の審議内容に関する現況写真

(委員会事務局作成) H26. 8. 22 撮影

上空写真(平成 21 年度撮影)



① 占用区域全景(下流端から上流をのぞむ)



② 占用区域全景(上流端から下流をのぞむ)



③平成 26 年 8 月 10 日 出水状況



④看板(河川占用標示板)



番号		占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8K+60m～8.0K
----	--	------	-----	------	-----	----	------------------

【参考】 委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成) H26.8.22 撮影

⑤看板 (グラウンド利用について)



⑥看板 (駐車場についての注意)



⑦看板 (危険喚起)



⑧看板 (河川保全の取り組み)



⑨グラウンド被災状況



⑩グラウンド被災状況



⑪水際の植生(その1)



⑫水際の植生(その2)



取り組み状況報告書 猪名川第1・第2運動公園（伊丹市）

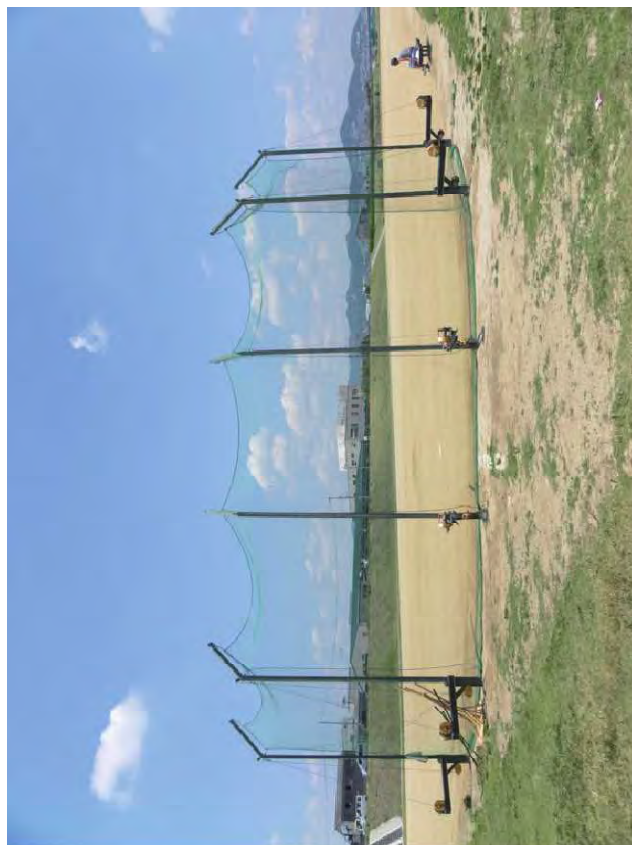
【中間報告時：申請者用】

委員会の意見	取り組み（対応）状況	備考
<p>A) 市の施設として環境学習の機会を設ける等の工夫を検討頂きたい。</p>	<p>みどり公園課や伊丹市昆虫館等と連携し、環境学習の機会を設けるよう検討する。</p>	
<p>B)刈草の処理を適切に行うこと。</p>	<p>指定管理者に刈草の適切な処理について指導を行っている。</p>	

猪名川第1・第2運動公園



上流側からの全景



下流側からの全景



個別占用案件のカルテ（中間報告）

③猪名川河川敷緑地（伊丹市）

許 可 書

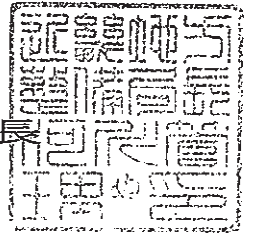
住所

氏名 伊丹市

平成 27 年 9 月 30 日付け伊市環公第 469 号で申請のあった土地の占用、工作物の改築（猪名川河川敷緑地）については、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 24 条及び第 26 条第 1 項の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成 27 年 12 月 11 日

近畿地方整備局長



（行政不服審査法第 57 条による教示）

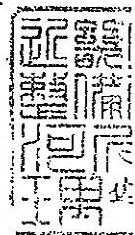
この許可を受けた者は、この許可に不服があるときは、国土交通大臣に対してこの許可があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に行政不服審査法の規定に基づき審査請求をすることができる。

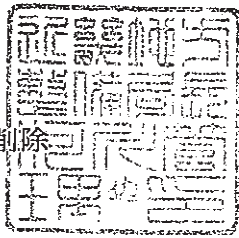
（行政事件訴訟法第 46 条による教示）

許可取消しの訴えは、この許可があったことを知った日から 6 箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。（なお、許可があったことを知った日から 6 箇月以内であっても、許可の日から 1 年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）ただし、許可があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、許可取消しの訴えは、その審査請求に対する判決のあったことを知った日から 6 箇月以内に提起しなければならない。（なお、当該判決のあったことを知った日から 6 箇月以内であっても、当該判決の日から 1 年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）

別記（乙様式3-1 土地の占用及び工作物の新改築等）

- 1 河川の名称 淀川水系 猪名川
- 2 目的 公園
- 3 場所 伊丹市森本字河原地先
(左岸5.6k-80m~6.0k-54m)
- 4 工作物の名称
又は種類 猪名川河川敷緑地
- 5 工作物の構造
又は能力 別紙のとおり
- 6 工期 _____
- 7 占用面積 17,038.75㎡
- 8 占用期間 平成27年10月 1日から平成32年 9月30日まで





9 許可の条件

- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。
- (3) ~~この許可に係る工事又は行為に着手しようとするときは、あらかじめ出張所長に届け出て、工事工程及び詳細について指示を受けること。~~
- (4) ~~この許可に係る工事又は行為が不可抗力による事故又は止むを得ない事由のため、第6項に定める期間内に竣功できないときは、期間の延長を申請することができ、この申請は不可抗力による事故の止んだ日から1箇月以内、又は期間内に竣功できないことが確実となった日にすること。~~
- (5) ~~この許可に係る行為又は工事に起因して河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という。）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、事務所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。~~
- (6) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- (7) この許可を受けた者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるよう次の措置を講じること。
 - 一 この許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能（河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。
 - 二 この許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。
 - 三 この許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じること。
- (8) 占用料は、別途兵庫県知事が定めるところによる。
- (9) 出張所長がこの許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。また、この許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について立ち入り調査を求めたときには、許可を受けた者はこれに協力すること。
- (10) 次に掲げる場合には、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
 - 一 許可の際の住所氏名を変更したとき。
 - 二 この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
 - 三 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。
 - 四 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必



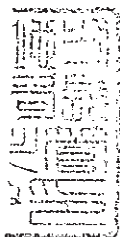
要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。

- (11) ~~この許可に係る工事又は行為の軽微な設計変更をしようとするときは、あらかじめ、出張所長に届け出て、その指示を受けること。~~
- (12) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第8項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占有しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。
- (13) ~~この許可に係る工事又は行為が完了したときは、速やかに出張所長に届け出て検査を受けること。~~
- (14) ~~この許可を受けた者は、前号の検査に合格した後でなければ、この許可に係る工作物を使用してはならない。~~
- (15) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないように万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (16) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (17) この許可を受けた者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を受けた者の負担において、この許可に係る区域を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。
- 一 占用の期間を満了したとき。
 - 二 占用若しくは工事の目的を達することができなくなったとき。
 - 三 占用若しくは工作物の用途を廃止したとき。
 - 四 占用若しくは工事の許可が取り消されたとき。
- (18) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- (19) この許可を受けた者は、利用者、一般公衆及び近隣住民（以下「利用者等」という。）の安全確保のため次の措置を講じること。
- 一 この許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制（土日・祝日及び勤務時間外を含む。）を出張所長に届け出ること。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 二 この許可を受けた者は、利用者等の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。
 - 三 同号二に掲げる巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報がもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。
 - イ 応急措置 危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知する。
 - ロ 詳細点検 目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施する。
 - ハ 対策検討及び措置 対策が必要と認められる場合は、その対策方法について検討するとともに、必要な措置を講じる。
 - 四 この許可を受けた者は、同号三に掲げるロ及びハの措置を講じるにあたって河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同号三に掲げるイの措置を講じた上で、速やかに事務所長に協議すること。
- (20) この許可に係る工作物の内便益施設（ベンチ）を改築するときは可搬式のもの



すること。

- (21) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと。





別紙

工作物の構造又は能力

名 称	構 造 又 は 能 力	数 量	備 考
縁石工	擬石縁石	2,095m	
"	雑石積縁石	953m	
ジョッキンクサイクリングロード	真砂土硬化舗装	1,411m ²	
散策園路	脱色アスファルト舗装	1,845m ²	
坂路	" W=2.0m L=66.0m	1箇所	
プラザ	インターロッキング舗装	229m ²	
便益施設	ベンチ	17基	2基撤去
植 栽	低木 (アベリア・シャリンバイ他)	2,464本	



番号		占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 5.6k-80m~6.0k-54m
----	--	------	----	------	-----	----	----------------------

1. 施設の概要

(占有者作成)

位置図		現況写真	 <p>下流側からの全景(神津大橋より上流部)</p> <p>上流側からの全景(神津大橋より下流部)</p>
現在の利用形態	園路・植栽等		
占用面積	17,038.75 m ²	付帯施設等	疑石縁石 2,095m, 雑石積縁石 953m 園路舗装 3,485 m ² , 坂路 1箇所, 可搬式ベンチ 18基, 低木 2,464本
許可の経緯	<当初許可> 平成4年10月16日 <前回更新許可> 平成22年12月20日 <許可期限> 平成27年9月30日	利用者数	・
堤内地・堤外地	堤内地・ 堤外地	団体数	
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・占用区域は、猪名川河川敷緑地(都市緑地)として位置づけられている。 ・占用区域と河川側との間は張芝および低水護岸が整備されている。 ・上流側(北部)は神津運動広場として河川敷を占用しており、下流側(南部)は河川管理者による緑道が整備されている。また、神津大橋(市道29号線)が架かっており、伊丹市道路管理者が別途占用許可を受けているため、一部当占用区域が分断されている。 ・隣接する堤内地は、堤防をはさんで工業地域となっており、一部に神津小学校がある。 		
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画では、「猪名川等を公園整備に加えてこれらを活かし、水と緑のネットワークを形成(公園緑地の整備)する。市民が水に親しめる空間を整備する。河川敷などに生涯スポーツの場、レクリエーションの場を整備する。」としている。 ・みどりの基本計画では、「公園緑地、河川や水路、街路樹などにより、水と緑のネットワークを形成する。猪名川では生き物の生息環境として、河川の自然環境の保全に努めることともに、自然と触れ合える場所として整備する。」としている。 ・地域防災計画では、1次避難所として位置づけている。 		
その他特記事項			

番号		占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 5.6k-80m~6.0k-54m
----	--	------	----	------	-----	----	----------------------

2. 施設の現状

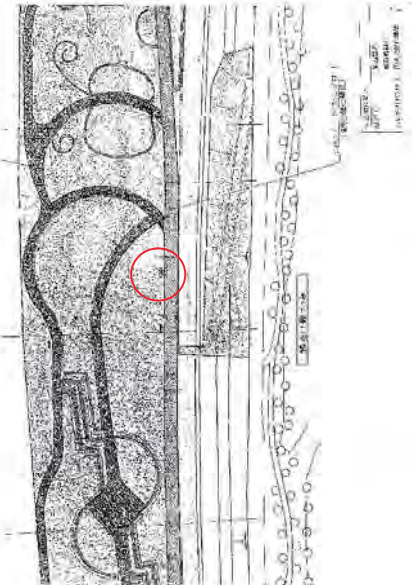
(占用者作成)

占用の 必要性	(代替性) 堤内地には類似施設はない。		
	(必要性) 整備当初のみどりのマスタープランに基づく都市緑地として位置づけ、市街地における公園面積の不足を補ってきた経緯がある。伊丹市は、山や海もなく、新たな公園整備も困難であることから、今後も引き続き、その必要性が高いと認識している。		
管理状況	(施設管理) ・毎週 2 回、占用者により園内清掃作業を行っている。 ・毎年 4 回、占用者により芝刈り及び除草作業を行っている。 ・毎年 7 月に河川一斉清掃の一環としてこの場所の除草作業、ゴミ集めを地域住民及び企業と共に実施している。 ・毎年 1 回、植栽されている低木の剪定を実施している。		
	(不法占用) 無		
	(維持管理計画) 一年を通して、定期的に清掃及び草刈りを行い、清潔に保つことに留意している。		
利用状況	(利用者・利用ルール) ・無料開放施設であることから詳細の利用人数は把握できていない。 ・隣接する神津大橋上流左岸堤防天端は、猪名川桜づつみ回廊モデル整備事業によりソメイヨシノが植栽されていることから桜の開花時期には多数の来園者で賑わう。 ・毎年 8 月に「いたみ花火大会」を実施(主催:伊丹市・いたみ花火大会実行委員会)。等区域は、仮設トイレ・救護所・大会副本部・消防副本部の設置個所となっている。		
	(駐車場) 無		
前回審議の 意見	別紙のとおり	前回審議 意見の対応	別紙のとおり
環境保全に 向けて申請 者の取り組 み	(環境への配慮) ・毎週 2 回、占用者により園内清掃作業を行っている。		
	(環境意識の啓発) ・毎年 7 月に河川一斉清掃の一環として除草作業、ゴミ集めを行政の他、地域住民、事業者が共同で実施し、環境美化の意識高揚に取り組んでいる。 ・河川の自然植生の管理に努めているところである。		
安全への配 慮	広場としての利用であり、施設利用者には安全対策などの特段の配慮は行っていない。		

番号		占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 5.6k-80m～6.0k-54m
----	--	------	----	------	-----	----	----------------------

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占用内容	ベンチ設置数 19 基	➡	変更後の 占用内容	ベンチ設置数 18 基
変更要望の内容	ベンチの老朽化により、撤去を行った。			
内容変更の必要性	無			
変更の規模	無			
変更場所の範囲図			管理体制	
占用内容変更による河川環境への影響				
占用内容変更後における環境保全に向けて申請者の取り組み				
その他特記事項				

番号		占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 5.6k-80m~6.0k-54m
----	--	------	----	------	-----	----	----------------------

4. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・当該占有地は猪名川と藻川の合流部に位置し、低水路には砂州が発達するため、ワンドや瀬・淵が複雑にみられる。 ・河岸には護岸が整備されているが、水際にはツルヨシ群落のみられる。またやや立地の高いところにはオギ群落やセイタカヨシ群落が発達する。 ・鳥類は、河川敷草地ではヒバリ、オオヨシキリ、カワラヒワ、スズメ等が確認されているほか、水辺や水域ではカワウやアマサギ等のサギ類、カルガモ、コチドリ、キアシシギが確認されている。 ・昆虫類は、草地を主要な生息環境とした種が多く、河川敷草地ではヨコバイ類、カスミカメムシ類、シジミチョウ類、ハナアブ類、テントウムシ類、ハバチ類等が多く、特に秋季調査時にはコオロギ類やバッタ類が多く確認されている。また、水辺ではセスジイトンボやアオモンイトンボ、シオカラトンボ等のトンボ類が確認されている。 ・魚類は、生活型別には純淡水魚が多いが、通し回遊魚のアユ・ウキゴリも確認されている。 ・このうち重要種としては、イソシギ(鳥類)、イカルチドリ(鳥類)、コチドリ(鳥類)、オオヨシキリ(鳥類)、シルビアシジミ(昆虫)、キアシハナダカバチモドキ(昆虫)が確認されている。また水域には、ニホンウナギ、ミナメダカ、コウライモロコといった魚類の重要種も確認されている。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・占有地周辺に分布する堤防から高水敷の草地は、シルビアシジミの重要な生息地になっている。 ・低水路の砂洲は、イソシギ、コチドリ、イカルチドリといったシギ・チドリ類の重要な生息地となっている。 ・水辺のワンドや細流は、ミナメダカ、コウライモロコといった重要な魚類の生息環境として重要である。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水域までの距離:約 5~50m ・左岸・右岸共に、護岸で整備されているが、水際にはワンド環境も広がっている。 ・水際には一年生草本の群落が広がっている。
	<p>水面との高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・約 2.6m

番号		占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 5.6k-80m～6.0k-54m
----	--	------	----	------	-----	----	----------------------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

- ・外来種が優占化しないように植生管理をお願いしたい。
- ・横断方向に連続的に植生が変化するよう検討して頂きたい。
- ・チガヤ群落の方向にもっていくよう検討して頂きたい。

6. 河川管理者の判断

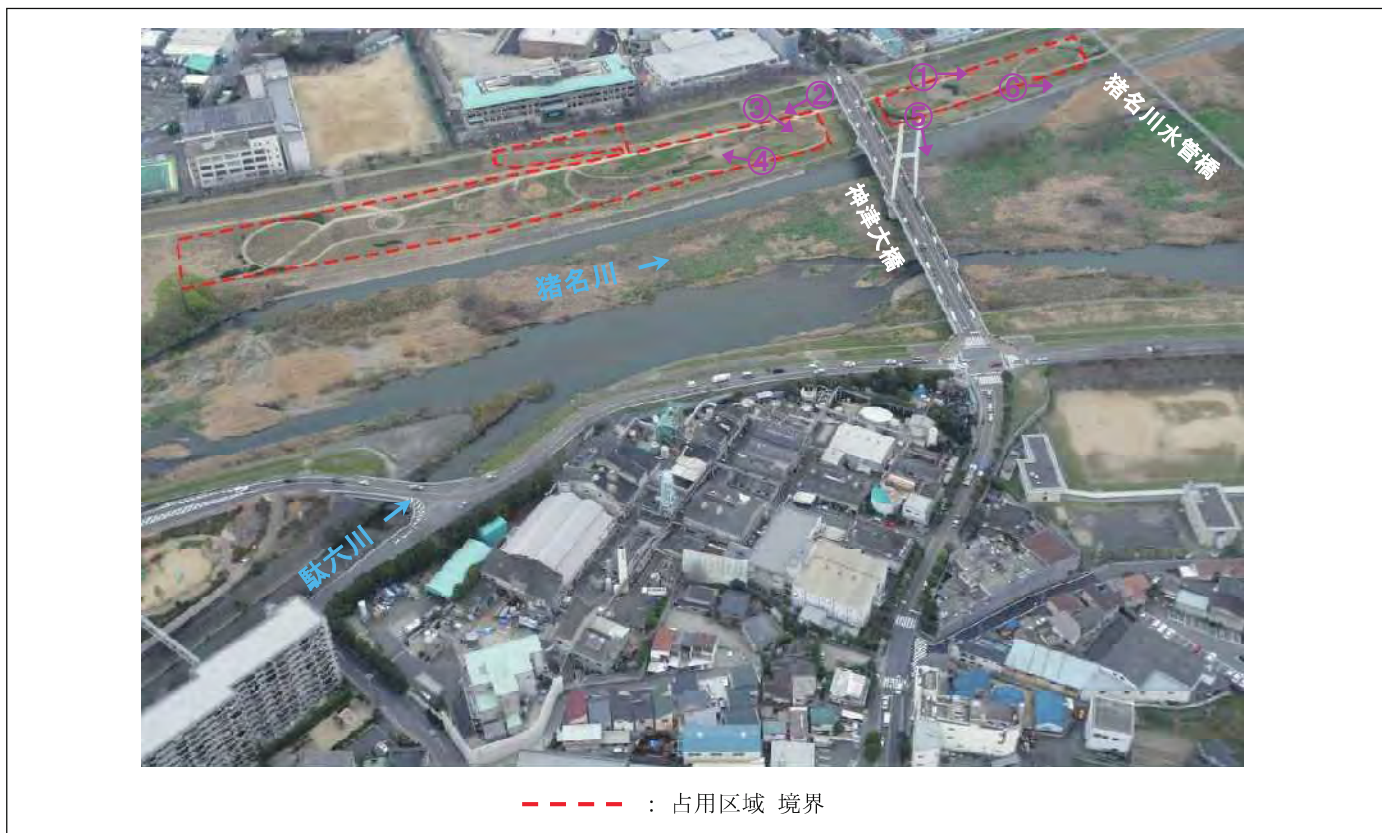
(河川管理者)

- ・更新を許可した。
- ・許可期間は5年とした(H27.10.1～H32.9.30)。

番号		占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 5.6k-80m~6.0k-54m
----	--	------	----	------	-----	----	----------------------

【参考】委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成)



① 占用区域全景(上流から下流を望む)(左岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

② 占用区域全景(下流から上流を望む)(左岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

番号		占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	猪名川左岸 5.6k-80m~6.0k-54m
----	--	------	----	------	-----	----	-------------------------

③ベンチ(左岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

④高水敷の植生(左岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

⑤水際の植生(左岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

⑥水際の植生(左岸)



平成 27 年 7 月 28 日 撮影

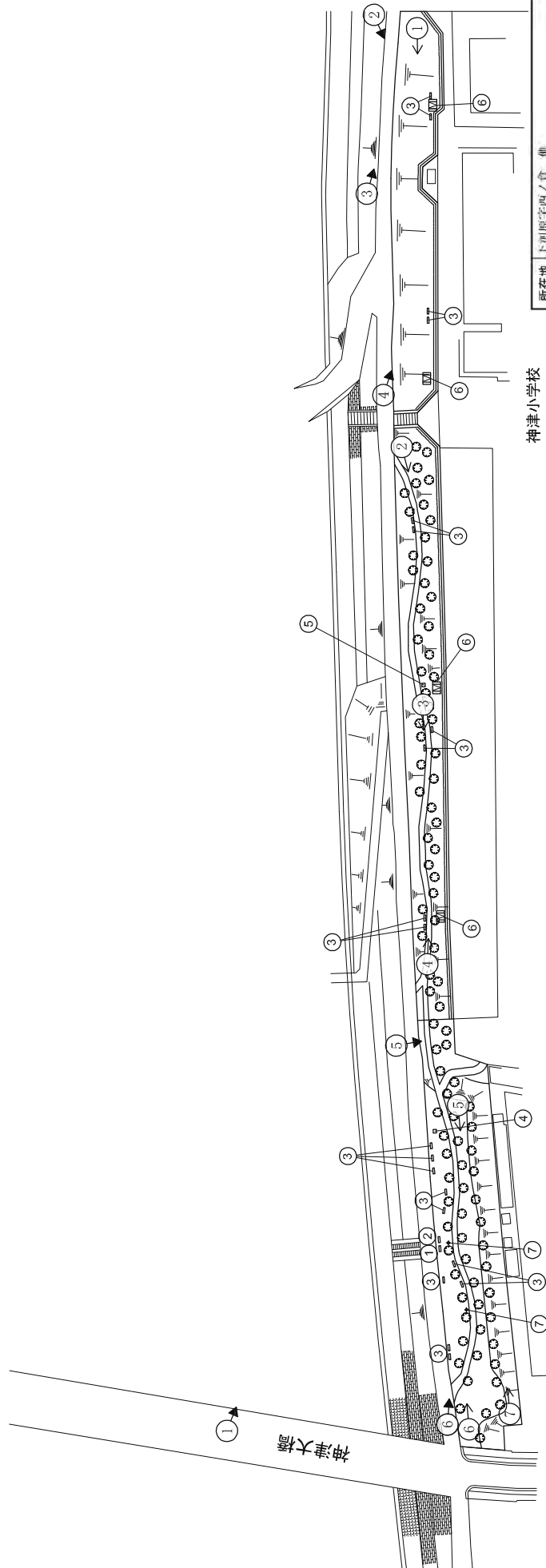
取り組み状況報告書 猪名川河川敷緑地（伊丹市）

【中間報告時：申請者用】

委員会の意見	取り組み（対応）状況	備考
外来種が優占化しないように植生管理をお願いしたい。	今後も引き続き、外来種が優占化しないように植生管理に努めてまいりたい。	
横断方向に連続的に植生が変化するよう検討して頂きたい。	横断方向に連続的に植生が変化するることについては、必要に応じて河川管理者と協議していききたい。	
チガヤ群落の方向にもっていくよう検討して頂きたい。	適正な管理に努めているが、チガヤ群落については、必要に応じて河川管理者と協議していききたい。	

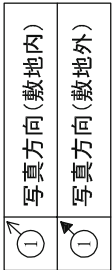
2 3 4 8

猪名川河川敷緑地_4 S=1:1000



神津小学校

所在地	下河原字西ノ倉 他	(国) 県 市 民
土地所有者別欄		7.5ha
面積		
施設 凡 例		
(遊具)		
1	鉄板遊具	青柳ボシチャェア 1基
2	繩索遊具	繩梯ベンチ 1基
(その他施設)		
3	ベンチ	木製・背燕・固定式 6基
4	石碑	1基
5	電気設備	電柱カメラ 1基
6	湧水器	4基
7	照明灯	ホーラル型・水銀灯 2基
(占用施設)		
(舗装)		
	中・高木	119本

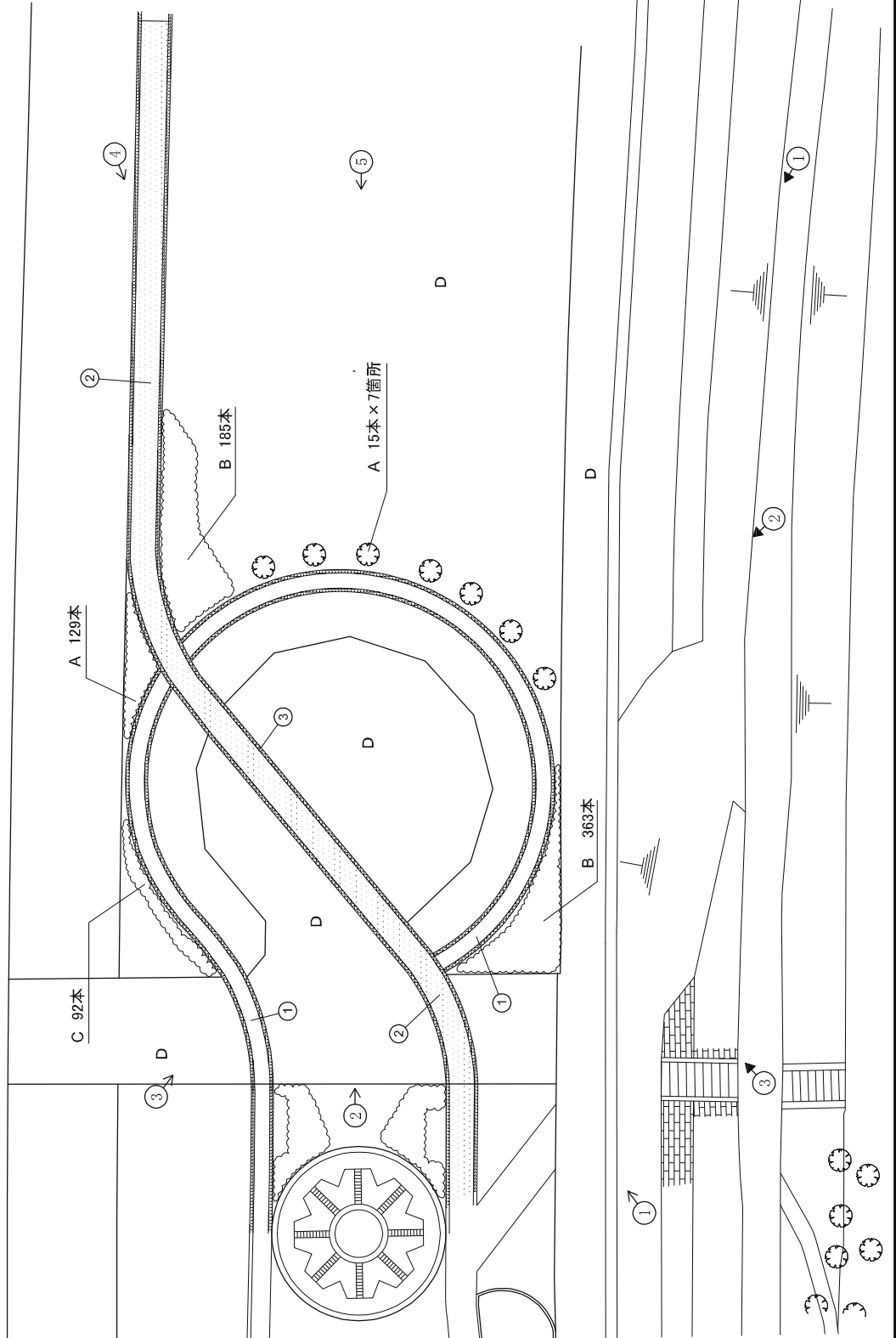


水道メーター口径
電柱番号

2 3 4 8

猪名川河川敷緑地_5 S=1:400

猪 名 川



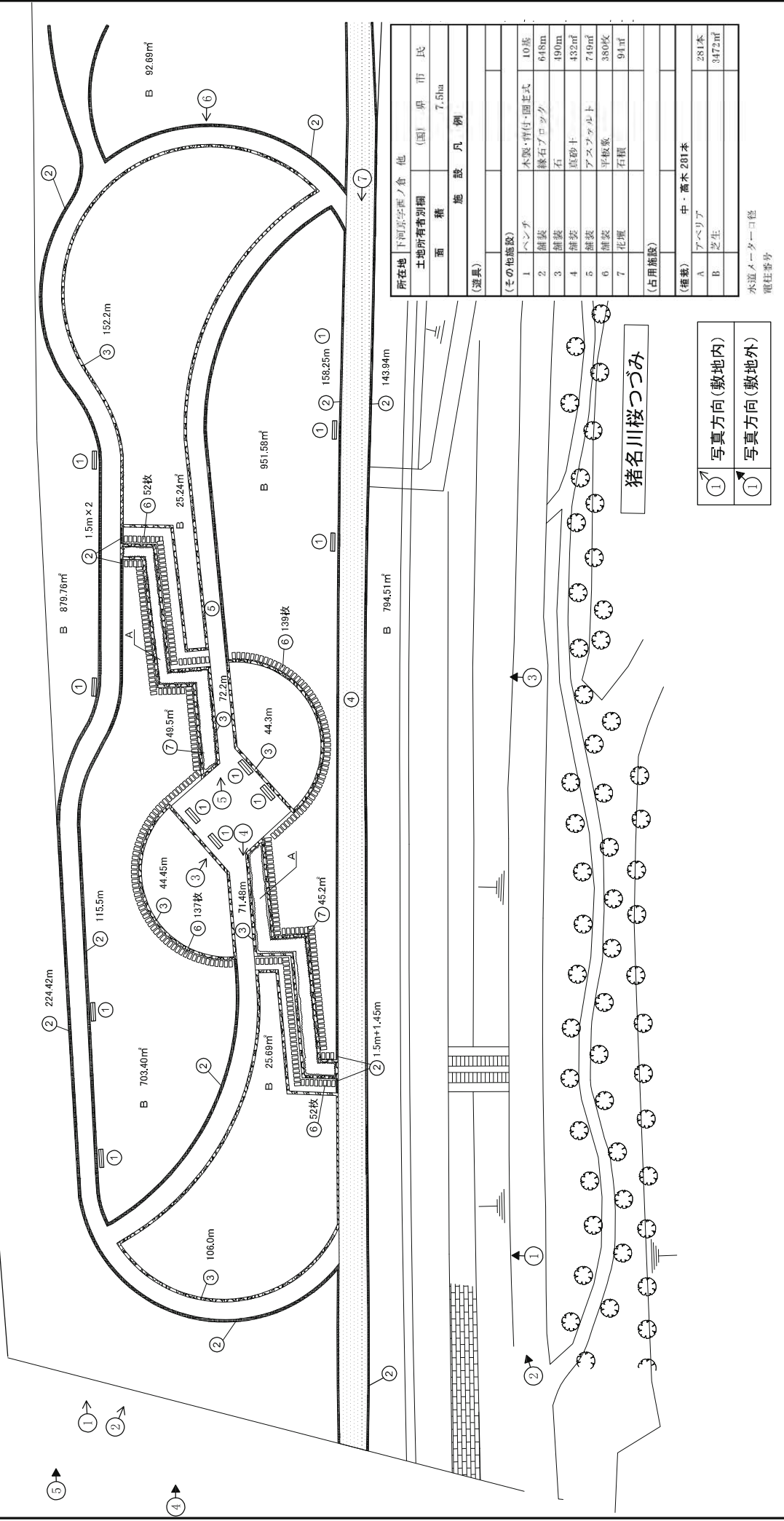
所在地	下河原字四ノ倉 他	(国)	県	市	区
土地所有者別種					7. 5ha
面積	施設 凡 例				
(遊具)					
(その他施設)					
1	舗装	アスファルト			192㎡
2	舗装	真砂土			234㎡
3	舗装	緑石プロッタ			347㎡
(占用施設)					
(植栽)	中・高木 874本				
A	アベリア				234本
B	シヤリンバイ				548本
C	エニシダ				92本
D	芝生				2407㎡

水道入ターミナル
電柱番号

① ↗	写真方向 (敷地内)
① ↖	写真方向 (敷地外)

2 3 4 8

猪名川河川敷緑地_7 S=1:400



所在地	下河原字鹿ノ倉 他	(国) 堺 市 民
土地所有者別欄	7.5ha	
面積		
施設凡例		
(遊具)		
(その他施設)		
1	ベンチ	木製・背付・固式 10基
2	舗装	縁石プロック 648m
3	舗装	石 490m
4	舗装	真砂土 432㎡
5	舗装	アスファルト 749㎡
6	舗装	平板張 380枚
7	花壇	石積 94㎡
(占用施設)		
(植栽)	中・高木 281本	
A	アベリア	281本
B	芝生	3472㎡

猪名川桜つづみ

① 写真方向(敷地内)
② 写真方向(敷地外)

水道メーター口径
電柱番号

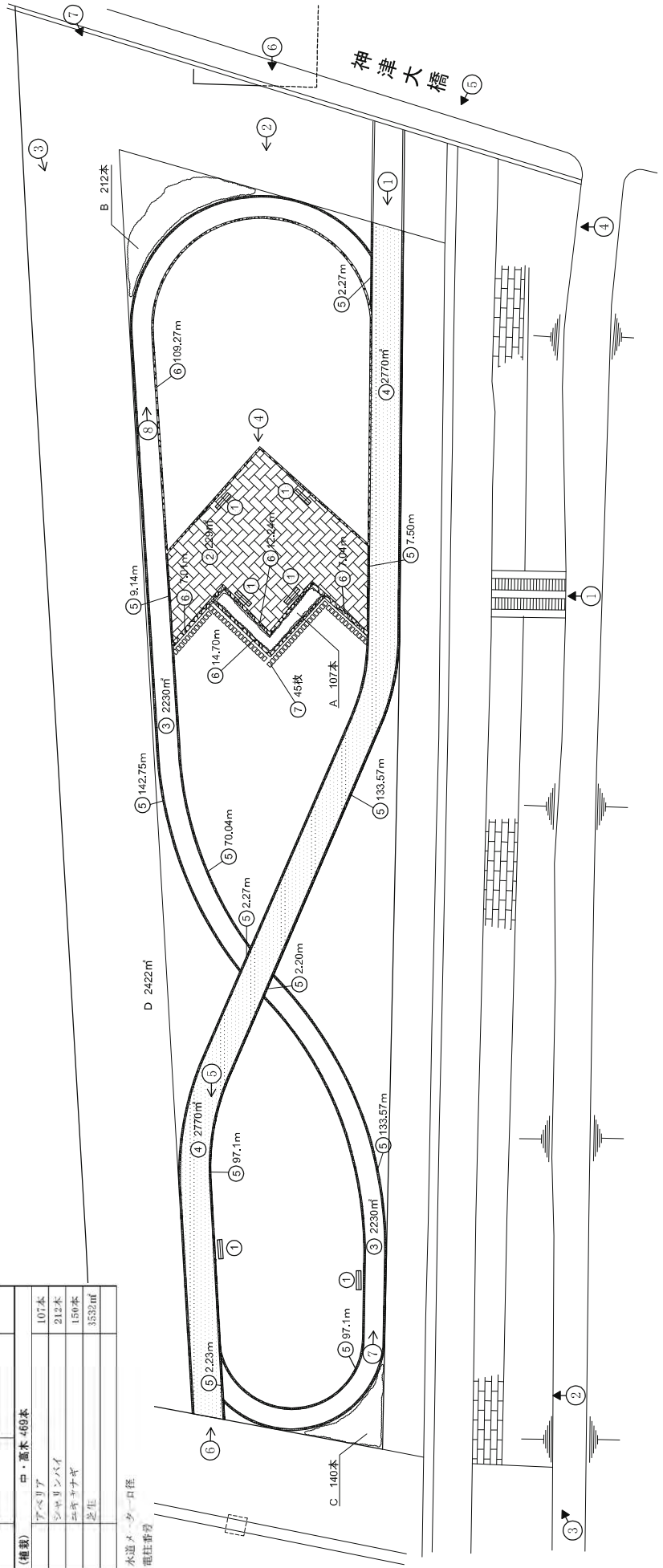
2 3 4 8

猪名川河川敷緑地_8 S=1:400



所在地	下河原字西ノ新 他
土地所有者別欄	(国) 県 市 民
面積	7.5ha
施設 凡 例	
(遊具)	
(その他施設)	
1 ベンチ	木製・平付・固定式 6基
2 舗装	インターロック型 229㎡
3 舗装	アスファルト 324㎡
4 舗装	真砂土 378㎡
5 舗装	縁石ブロック 692㎡
6 舗装	石 153.06㎡
7 舗装	平庭敷 56枚
(占用施設)	
(植栽)	
	ロ・高木 468本
	ア・ベリア 107本
	シヤリンバイ 212本
	エキキナギ 156本
	芝生 532㎡

猪 名 川



水道メーター口径
電柱番号

中間報告

施設名： 猪名川河川敷緑地

現況写真



個別占用案件のカルテ（中間報告）

④天津緑地（伊丹市）

許 可 書

住所

氏名 伊丹市

平成26年10月22日付け伊市環み第729号で申請のあった土地の占用（天津緑地）については、河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成26年11月12日

近畿地方整備局長

（行政不服審査法第57条による教示）

この許可を受けた者は、この許可に不服があるときは、国土交通大臣に対してこの許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法の規定に基づき審査請求をすることができる。

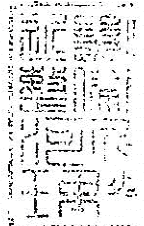
（行政事件訴訟法第46条による教示）

許可取消しの訴えは、この許可があったことを知った日から6箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。（なお、許可があったことを知った日から6箇月以内であっても、許可の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）ただし、許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、許可取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日から6箇月以内に提起しなければならない。（なお、当該裁決のあったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）

別記（乙様式1 土地の占用）

- 1 河川の名称 淀川水系 猪名川
- 2 占用の目的 緑地（天津緑地）
及び態様
- | | |
|-------------------------|---------|
| 縁石 | 142.10m |
| フェンス | 24.50m |
| 転落防止柵 | 21.70m |
| ベンチ | 2箇所 |
| 階段 | 1箇所 |
| パーゴラ H=3.0m | 1箇所 |
| 擁壁 | 23.00m |
| 自然色脱色アスファルト舗装 t=200.0mm | 117.60㎡ |
| インターロッキングブロック舗装 | 143.20㎡ |
| 車止め | 6箇所 |
| 低木 | 286.90㎡ |
| 宿根草花 | 3.20㎡ |
| 高木 | 37本 |
- 3 場 所 伊丹市天津字狐藪253番13地先から同238番14地先まで
(右岸6.0k-135m～6.0k-90m)

- 4 占用面積 646.70㎡
- 5 占用期間 平成26年11月 1日から平成31年10月31日まで



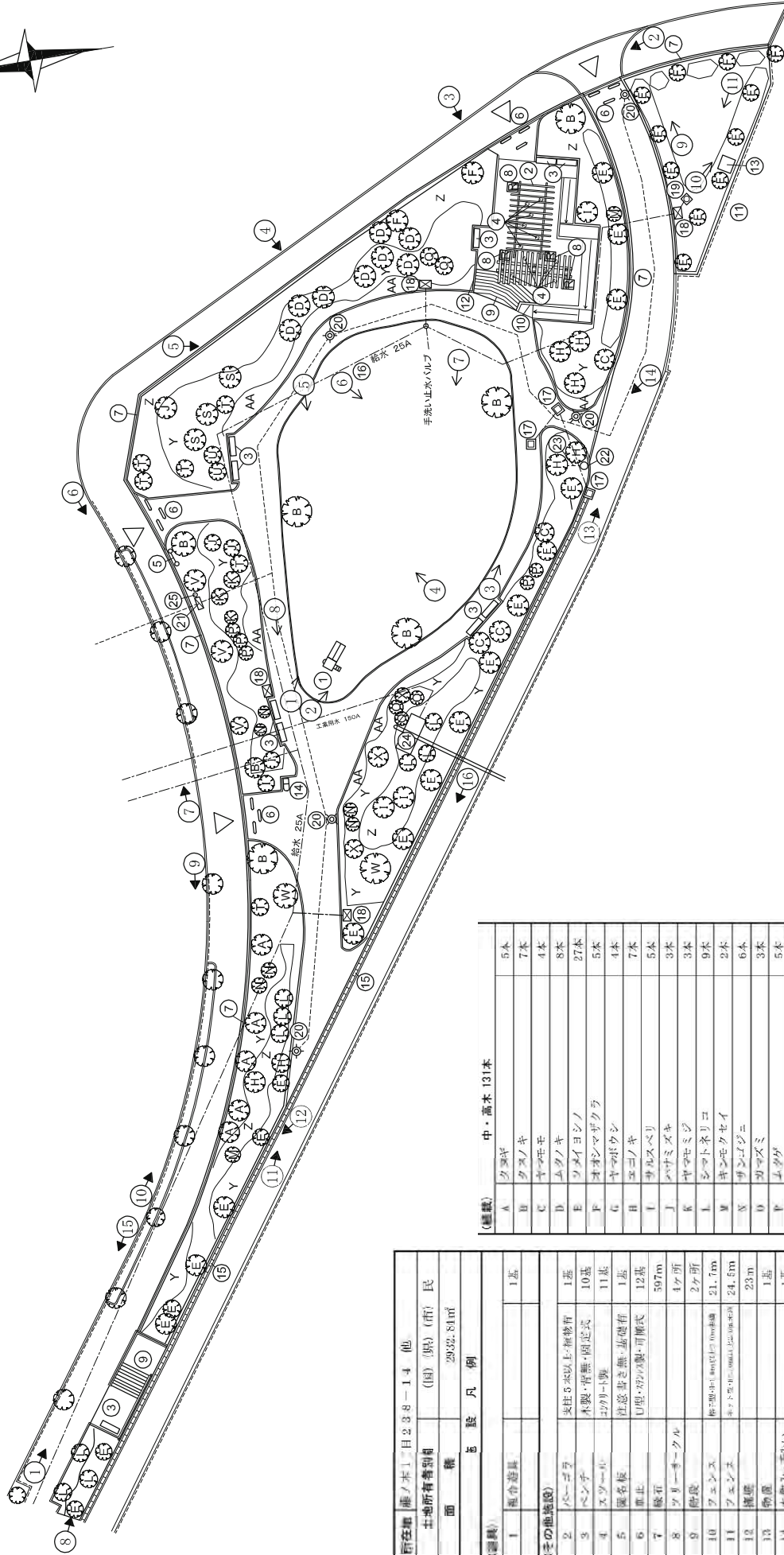
6 許可の条件

- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所長（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置又は確認すること。
- (3) この許可に係る行為に起因して、河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川事務所長（以下「事務所長」という）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、出張所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。
- (4) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- (5) 次の各号に掲げる場合は、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
 イ 許可の際の住所氏名を変更したとき。
 ロ この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
 ハ 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。
- (6) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第5項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。

- (7) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (8) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (9) 許可を受けた者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるよう次の措置を講じること。
- 一 許可を受けた者は、利用者への安全管理の徹底を図ること。
 - 二 許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能（河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。
 - 三 許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。
 - 四 許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じること。
- (10) 許可を受けた者は、利用者等の安全確保のため次の措置を講じること。
- 一 許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制（土日・祝日及び勤務時間外を含む。）を事務所に届け出ること。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 二 許可を受けた者は、利用者等（利用者、一般公衆及び近隣住民をいう。以下同じ。）の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。
 - 三 同号二の巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報がもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。
 - イ 応急措置 危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知する。
 - ロ 詳細点検 目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施する。
 - ハ 対策検討及び措置 対策が必要と認められる場合は、その対策方法について検討するとともに、必要な措置を講じる。
 - 四 許可を受けた者は、同号三のロ及びハの措置を講じるにあたって河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同号三のイの措置を講じた上で、速やかに事務所に協議すること。
- (11) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- (12) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと。

2 4 1 2

天津緑地 S=1:400



所在地	鹿ノ木1丁目238-14 他
土地所有者	(国) 県 (市) 民
面積	2832.81㎡
施設凡例	
1 植付遊具	1基
(その他施設)	
2 パネル遊具	実柱5本以上・新物指 1基
3 ベンチ	木製・背無・固定式 10基
4 スロープ	270°-1段 11基
5 風名板	注記書き無・基礎付 1基
6 車止	U型・270°角・可搬式 12基
7 縁石	397m
8 ツリロープ・クル	4ヶ所
9 階段	2ヶ所
10 フェンス	幅200以上・高さ1.0m以上 21.7m
11 フェンス	幅200以下・高さ1.0m以下 24.5m
12 標識	23m
13 物置	1基
14 水取み・手洗い	1基
15 御溝	58.1m
16 給水管	26A
17 集水管	11.9m
18 散水柱	3ヶ所
19 手洗い	4基
20 照明灯	市・県・水銀灯 1基
21 分電盤	5基
(占用施設)	
22 電柱	1基
23 支線	1基
24 工業用設備	工業用設備・戸・欄干 1基
25 植付柱	鋼管柱 1基

(記載) 中・高木 131本

A	クマキ	5本
B	カスノキ	7本
C	ヤマモモ	4本
D	ムクゲ	8本
E	ツメイチゴ	27本
F	オオシマザクラ	5本
G	ヤマボウシ	4本
H	ユズキ	7本
I	サルスベリ	5本
J	ハナミズキ	3本
K	ササザミズ	3本
L	シロトネリコ	9本
M	キンモクセイ	2本
N	ササザミズ	6本
O	カマズミ	3本
P	ムクゲ	5本
Q	ウメトネ	2本
R	ツメイチ	7本
S	シロカシ	3本
T	リヨウ	6本
U	ハダカクレン	2本
V	エノキ	3本
W	クマキ	2本
X	コナツ	3本
Y	低木(ササザミズ・ツメイチ)	536㎡
Z	低木(ハナミズキ等)	376.1㎡
	植付草花(ハナミズキ等)	93.6㎡

外観イメージ 20m 東伊丹19E9N2N2
電話番号

①	写真方向(敷地内)
①	写真方向(敷地外)

取り組み状況報告書 天津緑地（伊丹市）

【中間報告時：申請者用】

委員会の意見	取り組み（対応）状況	備考
公園自体はきれいであり、適切に管理されている。	今後も引き続き、適切な維持管理に努めてまいります。	
トウネズミモチは、木がまだ小さいうちに抜くなどして外来種対策をとったほうがよい。	トウネズミモチについては植栽されたものではなく実生木であり、2014年に委員会の意見を受け伐採（抜取）を行った。また現場巡回時に見つけ次第、撤去している。	

中間報告

施設名： 天津緑地

現況写真

